

資料

平成20年5月30日

金融庁監督局

目 次

1. 過去 10 年間の地区拡張等の実績	2
2. 地区にかかる関連条文（信用金庫）	3
3. 地区にかかる関連条文等（信用組合）	4

1. 過去10年間の地区拡張等の実績

➤ 信用金庫

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地区拡張の実績	17	15	8	20	19	17	23	54	25	11
地区拡張を主な目的とするもの	15	10	2	6	4	7	19	51	22	9
事業譲受を契機とするもの		2	4	8	4					
合併を契機とするもの	2	3	2	6	11	10	4	3	3	2

(注) 信用金庫における地区縮小の実績は、18年度に1件である。

➤ 信用組合

(単位：件)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
地区拡張の実績	14	15	3	23	20	7	4	15	7	8
地区拡張を主な目的とするもの	3	8	1	10	8	5	3	14	5	7
事業譲受を契機とするもの	11	3	1	11	9	1				
合併を契機とするもの		4	1	2	3	1	1	1	2	1

(注) 信用組合における地区縮小の実績は、17年度に3件である。

2. 地区にかかる関連条文（信用金庫）

○ 信用金庫法（抄）

（定款）

第二十三条

3 金庫の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（内閣総理大臣の認可）

第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 定款を変更しようとするとき。

○ 信用金庫法施行規則（抄）

（定款の変更等の認可の申請等）

第十六条

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 定款の変更

イ 定款の変更が地区の拡張に関するものである場合には、現在の地区及び拡張しようとする地区の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該金庫が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ロ 定款の変更が地区の縮小に関するものである場合には、縮小しようとする地区における会員その他の顧客に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

ハ 定款の変更がその他の事項に関するものである場合には、定款の変更が必要であると認められ、変更の内容が法、令及びこの府令の規定に違反しないこと。

3. 地区にかかる関連条文等（信用組合）

○ 中小企業等協同組合法（抄）

（定款）

第三十三条 組合の定款には、次の事項（共済事業を行う組合にあつては当該共済事業（これに附帯する事業を含む。）に係る第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。）を記載し、又は記録しなければならない。

三 地区

（総会の議決事項）

第五十一条

- 2 定款の変更（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 前項の認可については、第二十七条の二第四項から第六項までの規定を準用する。

（設立の認可）

第二十七条の二

- 5 行政庁は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。
 - 一 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。
 - 二 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行うのに適切でないと認められるとき。
 - 三 常務に従事する役員が金融業務に関して十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。
 - 四 業務の種類及び方法並びに事業計画が経営の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

○ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

V-5 信用協同組合及び信用協同組合連合会関係

V-5-1-3 認可事項の審査に際しての留意点

(2) 地区の拡張に関する定款の変更

現在の地区及び拡張しようとする地区における金融その他の経済の事情に照らし、地区の拡張が必要であると認められ、かつ、当該組合が当該地区において事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができるか。

(3) 地区の縮小に関する定款の変更

縮小しようとする地区における預金者その他の債権者（以下「預金者等」という。）に係る取引が他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該地区における預金者等の利益の保護に欠けるおそれがないか。